

○瑞穂町図書館協議会条例

平成 2 1 年 3 月 1 3 日

条例第 2 号

改正 平成 2 4 年 3 月 8 日 条例第 4 号

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 4 条の規定に基づき、瑞穂町図書館に瑞穂町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、次に掲げる者のうちから瑞穂町教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する委員 8 人以内をもって組織する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他委員会が特に必要と認める者

(平成 2 4 条例 4 ・全改)

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成 2 1 年教委規則第 8 号で平成 2 1 年 7 月 1 日から施行)

(準備行為)

2 第2条に規定する委員の委嘱について必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成24年3月8日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の瑞穂町図書館協議会条例第2条の規定により委嘱された委員は、この条例による改正後の瑞穂町図書館協議会条例第2条の規定により委嘱された委員とみなす。